

# ばい煙量又はばい煙濃度の 未記録、虚偽の記載等に対して 罰則が創設されました！

大気汚染防止法が改正され、平成 23 年 4 月 1 日以降、ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度の記録に加え、その記録の保存が義務づけられました。※1

また、意図的にこれらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対する罰則（30 万円以下の罰金）が設けられました。※2

※1 ばい煙量等測定記録表（様式第7）又は計量証明書を3年間保存。

2 測定を実施しなかった場合も適用。

測定項目・記載事項について一部変更があります  
（裏面参照）。

改正の詳細については、以下までお問い合わせください。

兵庫県 農政環境部 環境管理局 水大気課 大気環境係

電話：078-341-7711（代表）内線 3369

（又は、お近くの県民局の環境課へ）

注）神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市の各市内の工場・事業場、明石市、加古川市の各市内の事業場については、各市の担当部局にお問い合わせください。

# 【測定項目・記載事項の変更について】

～大気汚染防止法改正内容より～

## 1 様式第7の記載（規則様式第7関係）

硫黄酸化物の量の測定を大気汚染防止法施行規則別表第1備考2の方法で行う場合は、「排出ガス量」、「硫黄酸化物の濃度」欄は記入不要ですが、代わりに備考欄に「燃料の硫黄含有率」、「燃料の使用量」の測定方法、測定結果を記載してください。

## 2 燃料の硫黄含有率の測定について

硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率が測定対象外になりました。しかし、排出基準を遵守するために、引き続き燃料の硫黄含有率を把握されるようお願いします。

なお、兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」（第151条第1項）に基づく、ばい煙等の量等の測定結果報告書（様式第35号）では硫黄含有量の記入が必要ですので、ご注意ください。

～ 詳しくは、おもて面の連絡先までお問い合わせ下さい ～